

生き物を殺す解決策に対して、学術的専門的な徹底検証のお願いも出された混血タイワンザル対策には、和歌山県民のアンケート結果も取り入れた致死処分が判定された。「移入動物根絶政策」を考えるホームページでは引き続き要請を続け、連名署名募集のホームページを計画中。 <http://www5.ocn.ne.jp/~unzen/>

同じく「殺す」解決策に反対する「お願い」がされた沖縄県の「ねこをノネコ」と呼ぶ致死処分対策は変更された。しかし、生態系の希少生物保護などには根深い課題が山積されている。「お願い」にご協力いただいた全国の皆さま、ありがとうございます。

http://pine.zero.ad.jp/~zac90835/noneko_okinawa.html

現在は地元沖縄の愛護団体ケルビムを中心に、人と動物との共生を目指した抜本対策に取り組んでいますが、前途は決して明るいものではありません。愛護動物行政が法を超えた措置や、法の実行を試みない「不作為」に陥らないために、各都道府県などにも流用できるサンプルレターとサインオンレターの作成例を2枚ファックスニュースと同時に届けました。ホームページからの出力は次の.pdfファイルURLに制作中。

http://nyanko.circle.ne.jp/pdf/kakuken_kinyu.pdf

事前に各県の愛護動物行政ご担当者などと、解決しなければならない愛護動物問題などを詳しく話し合い、サンプルレターやサインオンレターなどの送付先も行政ご担当者に確かめた上での「お願い」が続けられています。署名などへのご協力を、広く多くの皆さまにもお願いする際には、事前に話し合いが済んでいる行政ご担当宛直接郵送することもできます。その際の封書には差し出し人の氏名住所を必ず記入しています。匿名の書状は好まれないからです。

長野県には愛護動物の飼養の継続や、飼養希望者の発見に寄与する総合センター「ハローアニマル」があります。軽井沢で7月、85頭の処遇困窮犬が発見され、抑留保護されたため飼養希望者を求めています。長野県へ85頭の犬の飼養の継続に関するお願いのサンプルレター&サインオンレターの.pdfファイルや郵送先は下記のURLでご確認ください。(里親希望・ボランティアの申し込みは市民ボランティア宮田さんまで。電話045-941-1561) http://pine.zero.ad.jp/~zac90835/nagano_inu85.html

尚、地元新聞は7月4日、「地裁佐久支部は、民事訴訟の立ち退き訴訟判決に基づき、軽井沢町の無職女性が飼育していて、動産として差し押さえられた犬と猫計約80匹を收容する強制執行を行い、一時的に佐久保健所に預けた。犬は佐久保健所が一時的に保管し、県内の動物愛護団体などが飼い主を探す。死んだ犬や皮膚病になっている子犬もいた」ことなどを立ち会ったボランティアの談話を交えて報じた。

<http://www.shinmai.co.jp/news/2001/07/04/019.htm>

有償無償に係わらず、前もって譲渡を目的にし、あるいは値段が付く犬及びねことして繁殖され、所有者の責務において適切な終生飼養を目的としない「犬やねこ」に対する繁殖行為は、法で定める「命有り、人との共生に配慮される」「愛護動物の犬及びねこ」に対して実行できる行為ではないとされるが、繁殖された「犬及びねこ」が

離乳後に譲渡される際や、飼養が継続される時は、命有り人との共生に配慮される愛護動物になる。今回の事件のように、処遇に困窮する犬やねこを生み出さないための行政措置を実行することは、法制度上地域の管轄行政が行なえるが、商業あるいは産業愛玩動物に対する繁殖制限や終生飼養及び適正飼養の普及啓発や、住民に対する学習の機会を持つ地域行政はほとんどない。

福島民報は6月26日、『「自宅の駐車場に首と足を切られた猫の死体が放置してある」との通報から福島保原署が事件といたずらの両面から調べ、猫に飼い主がいたかなども調べている。』などと報じた。飼い主の有無やいたづらに係わらず、愛護動物への衰弱虐待罪及び殺傷罪は動物愛護法違反である。警察や報道人が動物愛護法を学習する機会も多くはない。次のURLには捨てねこ違反に遭ったときの対処事例があります。

http://www.asahi-net.or.jp/~jz6m-dmn/nekodasuke/nekonews_15.html

北海道札幌市と隣接する石狩市の直径約10～15kmの範囲で、犬ねこ30頭近くに及び虐殺や殺傷が起った。犬は今年4月から続き、ねこは1998年6月から約4か月と期間が限られていた。犬を係留したリードが切られ、鈍器や棒状のもので殴られた形跡や、足の切断、リードで吊るされるなどのほか、マンホールや川からも死骸が発見されている。関連新聞記事切り抜きURLは <http://www.asahi-net.or.jp/~jz6m-dmn/News/News.htm>

岡山県警児島署は6月11日、引っ越しの際に飼い犬を置き去りにし遺棄した男性を動物愛護法違反（遺棄）の疑いで逮捕した。（愛護動物の遺棄は30万円以下の罰金 / 殺傷は罰金100万円・懲役1年）http://pine.zero.ad.jp/~zac90835/okayama_ikiihan.html

国立公園に指定されている小笠原諸島の無人島で、ねこの鳴き声と足跡が調査員から報告された。ねこは泳いで島に渡れないので人に遺棄された疑いが強い。小笠原村では生態系を守るため、集落のある島の飼いねこは登録制にし、野良ねこにも不妊手術をしている。（毎日新聞）

えひめイヌ・ネコの会は6月12日、犬と猫の不妊・去勢手術助成金制度を求めるための署名53,554名を集約し厚生労働大臣に手渡した。環境大臣にも会見し、動物愛護支援の会やエルフ代表のほか、有識者や地方議員など多数同席した。全国の皆さまの署名ご協力に同会代表が感謝を表明している。

AWN会員からこのファックスをお知り合いの皆さまに転送していただく際に、その旨のご連絡は不要です。AWN連絡会にご参加登録がお済みでない市民グループはお知らせください。動物時事問題などに関する身近なニュースなどをお寄せください。

このファックスが不要の際や、不適切にお届けされた際には大変お手数ですが下記までこの用紙にチェックの上返信いただくと幸いです。ご連絡 / 返信先 Fax.03-3350-6440 ねこだすけ気付 AWN連絡会デスクワーク推進係

マスコミやジャーナリストの皆さまへお願いいたします。アニマルウエルフェア連絡会は、愛護動物活動市民グループの情報連絡ネットワークで、ファックスニュースを随時発行しています。マスコミやジャーナリストの皆さまにもお届けさせていただきました。不適切に届いた際や、ファックス番号の変更及び不要の際には誠にお手数ですが、下記をご記入のお届けください。

ファックス
 不要チェック BOX

ファックス番号
 変更チェック BOX

貴団体名

ファックス番号

都道府県知事、政令市長、愛護動物行政ご担当職員さま

愛護動物は命あるものであることにかんがみ、人との共生に配慮するとの法の精神のもとで、愛護動物行政推進の為の御尽力に有り難く厚く御礼申し上げます。

また、「動物の保護及び管理に関する法律（昭和48年）」が「動物の愛護及び管理に関する法律」と改正されるに至り、都道府県や政令市、各市区町村などでは動物に関する条例等の見直しや制定が推進されていることと思います。

昭和48年に法令や法の措置要項通知などが運用されてからは「動物の生命尊重」あるいは「動物は命あるものであることにかんがみ」とされ「人は動物との共生に配慮する」との法の精神が施行されており、動物の愛護あるいは保護及び管理に関して法の精神に準じた条例や措置が定められます。

しかし昭和48年以降の長い間には、法に準拠した愛護動物対策や措置が実行されず、行政の不作為のほか、一部では法を超えた措置も実行されるなどの結果、処遇に困窮する愛護動物が多数発生しています。犬及びねこの取扱業や飼い主に対する、法に準拠した普及啓発のほか指導や規制、規則、監視、教育等の適切な実行がなされないことに起因し、捨て犬ねこのほか、適切な飼養の継続等の処遇に困窮する愛護動物が発生します。愛護動物が不適切に繁殖され、あるいは不適切に飼養される現象も如実です。飼い主や動物取扱業などに対し「動物と人との共生に配慮する」ための適切な指導や普及啓発のほか、教育などがなされないため、犬及びねこ等の愛護動物が遺棄され、殺傷され、給餌給水を怠り衰弱させる虐待犯罪などにとどまらず、犬及びねこの終生に渡る適正飼養を目的としない捕獲行為者などへの対策或いは処罰も行われません。

これらの愛護動物対策は都道府県や政令市を始め、警察、消防、教育委員会などが互いに連携し実を結ぶものであり、都道府県や政令市、及び市区町村等が一体となった適切な愛護動物行政の施策推進が切実緊急に望まれるものです。

また、災害等は緊急突発に発生し「人命優先」ともいわれます。しかし「命ある動物」を擁護や保護管理できるのは人間だけです。都道府県が定める災害基本法に添った計画や措置等に、愛護動物対策への配慮をお願いいたします。緊急災害時に避難所に流用される公的な建造物には、平素の建設計画段階から動物救護設備を併設するなどの措置、避難所とされる公設住宅などや公有地などでの平素からの動物との共生計画、及び飼い主などに対する緊急災害時の動物救護措置の普及啓発などが望まれるものです。

以上法などに準拠した、適切な愛護動物行政の推進をお願いいたしますとともに、県内の各動物抑留施設に引き取り又は収容した犬又はねこについては、飼養の継続、飼養希望者の発見に努める等生存の機会を与える措置を実行し、致死処分動物をなくしてください。致死処分に供される費用を譲渡事業に転用することで譲渡措置が実行できます。また、行政不作為の結果引き取りあるいは収容に供されている動物は、「命あるものとされる愛護動物」に係わる法の精神に準拠した適切な行政措置が実行されることによりなくなります。

民間の愛護動物支援団体やグループは、「命あるものとされる愛護動物」に対する法の精神に準拠する都道府県等の措置が実行される際には協力し、万が一処遇に困窮する愛護動物が生じた際には、飼養の継続や飼養希望者の発見の活動及び収容動物の介護活動に努めるものです。

尚、法改正時付帯決議に於ける、都道府県等に引き取られ収容に付される犬及びねこについての、事業に供する活用などにおいての適切な配慮や措置は「飼養の継続、飼養希望者の発見に努める等生存の機会を与える」措置などに限られるものであり、法が定める「愛護動物」に対する処遇の範囲を超えたその他の措置の実行はできないものであり、終末処理に付された愛護動物に対してもまた同様です。

年 月 日

共同代表名 / 住所

印

記名人からのお願ひ覧（署名録などの添付書類やその他の添付書類がある際には記入してください。）

都・道 愛護動物行政は普及啓発を推進してください。
府・県

長い年月に及ぶ愛護動物施策の不作为が処遇困窮動物を生じさせています。命ある愛護動物の飼養の継続に関して、緊急迅速に適切な措置の実行をお願いいたします。



都・道 の愛護動物に関わる各行政機関をお願いいたします。
府・県

1. 愛護動物は命あるものであることにかんがみ、人と動物の共生に配慮してください。
2. 動物愛護法及び政令や条例、そのほかの動物の法律の精神を尊んでください。
3. 県内の各行政機関は連係し、動物の愛護あるいは保護及び管理に関する普及啓発に努め、指導や処罰、監視、教育を速やかに行ってください。
4. 緊急災害時の基本対策には動物への適切な措置を盛り込んでください。
5. 犬及びねこの収容施設では、終末処理施設に於ける致死処分施策を改善し、アニマルレスキューシェルターシステムを構築し実行してください。

賛同し署名いたします。

知事殿 議会議長殿 教育委員会殿 警察本部長殿 消防局殿

月/日	氏名	住所	印
1			
2			
3			
4			
5			

署名者からのお願い覧（添付書類がある際には書類名などを記入してください。）

共同代表名 / 集約団体名